

消防団防災学習・災害活動車等運用要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、防災意識の高揚を図るための行事及び災害時の避難行動の向上を図るための訓練（以下「訓練等」という。）を主催する団体（以下「主催者」という。）が、消防団防災学習・災害活動車及び積載装備品（以下「防災学習車等」という。）を使用する場合について、必要な事項を定めるものとする。

(使用申請)

第2条 訓練等において、防災学習車等の使用の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、防災学習車等の予約状況を所管する課（課に相当する室、所等を含む。以下「担当課」という。）に確認の上、原則として使用希望日の2箇月前から10日前までの間に、廿日市市消防団長（以下「消防団長」という。）に消防団防災学習・災害活動車等使用申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、廿日市市消防団、廿日市市消防本部及び消防署が共催又は後援を行う訓練等で防災学習車等を使用する場合は、随時、前項に定める手続を行うことができる。

(使用承認等)

第3条 消防団長は、前条による申請があったときは、当該申請内容を審査し、消防団防災学習・災害活動車等使用承認（不承認）通知書（別記様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

(防災学習車等の使用等)

第4条 防災学習車等の運転及び操作は、廿日市市消防団員、廿日市市消防職員その他消防団長が適当と認める者（以下「団員等」という。）が行うものとし、防災学習車等を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用及び取扱いについて団員等の指導の下に注意事項を遵守しなければならない。

2 団員等が防災学習車等を使用する場合は、事前に取り扱を熟知しておかなければならない。

3 防災学習車等の使用料は無料とする。ただし、燃料費その他防災学習車等の使用に必要な費用については、主催者に対し実費相当の負担を求めることができる。

4 前項に規定する実費相当の負担については、当事者間においてその都度協議決定するものとする。

(連絡担当者及び安全確認者)

第5条 主催者は、訓練等の実施にあたって、連絡担当者及び安全確認者を1名以上配置しなければならない。

2 主催者は、同時に複数の訓練等を実施する場合は、複数名の安全確認者を用意するよう努めなければならない。

3 連絡担当者は、訓練等の実施内容の変更及び訓練等を中止した場合は、遅滞無く担当課に連絡しなければならない。

4 安全確認者は、団員等が一時的に防災学習車等から離れる場合には、使用者に対して訓練等を休止する旨を周知し、防災学習車等に触れる又は乗り込むことがないように安全管理の徹底を図らなければならない。

(訓練等の事前確認)

第6条 連絡担当者及び安全確認者は、訓練等の実施前に、団員等と安全確認についての打ち合わせをしなければならない。

(訓練等の中止)

第7条 主催者は、原則として悪天候時には、使用者の安全確保や防災学習車等の故障防止のため、訓練等を中止しなければならない。

2 消防団長及び団員等は、前項の規定に関わらず、訓練等を中止する必要があると判断した場合は、主催者に対し訓練等を中止させることができるものとする。

3 前項の規定により、訓練等を中止した場合において、主催者に損害があっても、これを一切補償しないものとする。

(事故に対する賠償責任)

第8条 防災学習車等の使用中に生じた事故により発生した賠償責任は、全て主催者が負う。ただし、使用者に過失が認められない場合は、この限りでない。

2 主催者は、防災学習車等の使用中に生じた事故について、直ちに担当課に報告するとともに、誠意をもってその解決に当たらなければならない。

(庶務)

第9条 防災学習車等の使用に関する庶務は、担当課において処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、防災学習車等の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(別記)

様式第1号 (第2条関係)

消防団防災学習・災害活動車等使用申請書

年 月 日

廿日市市消防団長 様

申請者 住所

団体(所属)名

代表者名

印

次のとおり訓練等を実施したいので、消防団防災学習・災害活動車等運用要綱第2条の規定に基づき防災学習車等の使用を申請します。

- 1 目的及びその内容 ※事業計画やチラシ等があれば添付してください。

--

- 2 行事・訓練名、実施場所及び参加予定人員

行事・訓練名	
実施場所	
参加予定人員	

- 3 行事・訓練実施日時

年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで
--------------	--------------

- 4 使用期間

年 月 日 時 分 から	年 月 日 時 分 まで
--------------	--------------

- 5 連絡担当者及び安全確認者

安全確認者は1名以上確保してください。(兼務可)

連絡担当者	氏名		
	TEL		
	FAX		
安全確認者	氏名		他名

※ 安全確認者とは、訓練等に必ず立会い、団員等の指揮の下に学習車等の周囲の安全確認を行う人です。

6 派遣分団等

分団名等	
------	--

※ 複数の派遣分団等を受けようとする場合は、すべて記入してください。

7 使用物品

品名	規格	数量	品名	規格	数量
防災学習車	トヨタハイエース	台	オイルパン	—	個
初期消火装置	LP ガス使用	式	携帯拡声器	—	個
天ぷら油火災実験装置	住宅用火災警報器付	式	折り畳みテーブル	アルミ製	台
訓練用水消火器	水 3 リットル用	本	DVD ソフト	火災予防啓発用ソフト	本
消火訓練用標的	約 800×555 mm	個	ノートパソコン	—	台
エアークンプレッサー	設定圧力 0.7Mpa 以上	式	シアタープロジェクター	DVD プレイヤー内臓 80 インチスクリーン付	式
煙体験ハウス	組立式、スモークマシン	式	AED トレーナーセット	AED トレーナー 簡易型模擬人体	式
発動発電機	900w 程度	台	救護マット	90 cm×200 cm	個
コードリール	—	個	救急毛布	—	枚

【参考】保有物品数等

品名	規格	数量	品名	規格	数量
防災学習車	トヨタハイエース	1 台	オイルパン	—	1 個
初期消火装置	LP ガス使用	1 式	携帯拡声器	—	2 個
天ぷら油火災実験装置	住宅用火災警報器付	1 式	折り畳みテーブル	アルミ製	1 台
訓練用水消火器	水 3 リットル用	10 本	DVD ソフト	火災予防啓発用ソフト	2 本
消火訓練用標的	約 800×555 mm	1 個	ノートパソコン	—	1 台
エアークンプレッサー	設定圧力 0.7Mpa 以上	1 式	シアタープロジェクター	DVD プレイヤー内臓 80 インチスクリーン付	1 式
煙体験ハウス	組立式、スモークマシン	1 式	AED トレーナーセット	AED トレーナー 簡易型模擬人体	2 式
発動発電機	900w 程度	1 台	救護マット	90 cm×200 cm	2 個
コードリール	—	1 個	救急毛布	—	2 枚

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。

様式第2号（第3条関係）

消防団防災学習・災害活動車等使用承認（不承認）通知書

（元号） 年 月 日

申請者 住所
団体(所属)名
代表者名 様

廿日市市消防団長 印

（元号） 年 月 日付けで受け付けた防災学習車等の使用申請について、次のとおり承認（不承認）しました。

については、防災学習車等の使用について、団員等と打ち合わせを行ってください。

1 承認条件

- (1) 消防団防災学習・災害活動車等使用申請書の記載事項を遵守してください。
- (2) 消防団防災学習・災害活動車等運用要綱を遵守してください。
- (3) 災害等の発生により、防災学習車等の使用の承認を取り消す場合があります。

（不承認の場合はその理由）

--

2 団員等の責任者、運転者及び操作員

分団名等			
責任者		TEL	
運転者			
操作員他		他	名

3 その他

使用場所の確認や安全確認等の打ち合わせを行いますので、連絡担当者及び安全確認者は、開始10分前までに使用場所にお越しください。

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。
 - 2 不用の文字は削除する。